

# 埼玉県私立高校生等・新修学支援金交付要綱

制 定 令和8年4月15日決裁

## (目的)

- 第1条 この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）が、高校生等・新修学支援に係る高等学校等修学支援事業費補助金（以下「新修学支援金」という。）を県又は県内の市町村が認可した私立の高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校・各種学校のうち高等学校に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「新省令」という。）で定めるもの及び各種学校となっている外国人学校のうち令和8年改正省令第1条の規定による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第1条第1項第4号及び同条第2項の規定により高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定められたもの（以下「私立高等学校等」という。）を設置する学校設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて、私立高等学校等に在学する生徒に支給する事務の執行に際し、必要な事項を定める。
- 2 前項の新修学支援金の支給に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 保護者 私立高等学校等に在学している生徒の親権者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）をいう。
  - (2) 生徒 私立高等学校等に在学している生徒をいう。
  - (3) 受給権者 新修学支援金の受給資格が認定された生徒をいう。
  - (4) 特例受給資格者 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第88号）による改正前の政令第1条第3項に規定する特例受給資格者をいう。

## (交付の対象及び交付額)

- 第3条 令和8年4月1日以降に高等学校等に入学した者のうち新修学支援金の交付対象となる者は、私立高等学校等の生徒であって次の各号の全てに該当する者のうち県が認めた者。
- (1) 日本国内に住所を有する者
  - (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
  - (3) 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制又は通信制の課程のみに在学する場合は48月）を超えない者

(4) 旧法第3条に規定する者(法第3条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。)

2 令和8年3月31日以前に高等学校等に入学した者のうち新修学支援金の交付対象となる者は、私立高等学校等の生徒であって次の各号の全てに該当する者のうち県が認めた者。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者

(3) 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制又は通信制の課程のみに在学する場合は48月)を超えない者

(4) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第8号)(以下「新法」という。)附則第2条第2項若しくは新省令附則第2項に該当する者のうち、その保護者等の収入の状況に照らして、当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者、又はそれに相当するものと認められる者

(受給資格の認定申請)

第4条 新修学支援金の支給を受けようとする生徒は、受給資格認定申請書(様式1)に生徒の国籍等を確認できる書類及び保護者の個人番号カードの写し等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。)を添付して、学校設置者が別に定める期間内に学校設置者へ提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特例受給資格者として新修学支援金の支給を受けようとする生徒(ただし、受給権者を除く。)は、受給資格認定申請書(様式1の2)に生徒の国籍等を確認できる書類、保護者の個人番号カードの写し等又は所得を証明する書類等、特例事由の基礎となる事実を証明する書類(以下、「事由証明書類」という。)及び旧省令第2条第4項各号に掲げる収入を証明する書類(以下、「収入証明書類」という。)を添付して、学校設置者へ提出するものとする。

3 学校設置者は、生徒から提出された受給資格認定申請書等に基づき、受給資格認定申請者一覧(様式2)を作成し、受給資格認定申請書等を別に定める申請期間内に、知事に提出するものとする。

(受給資格の認定及び通知)

第5条 知事は、前条の申請のあった生徒の新修学支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。結果については、受給資格認定通知(様式5)により学校設置者に通知するものとする。

2 前条第2項の申請のあった生徒の事由証明書類を確認し、特例事由と認定するときは、知事は学校設置者を通じて事由審査結果通知(様式54)を生徒へ交付するものとする。

3 学校設置者は、知事から受領した受給資格認定通知に基づき、受給資格認定通知(様式6)及び支給決定(支給予定)通知書(様式48)又は受給資格不認定通知(様式7)

を作成し、申請した生徒に通知するものとする。

(収入状況届出等の提出)

第6条 受給権者は、収入状況届出書(様式第1号)等を、学校設置者が別に定める期間内に学校設置者へ提出するものとする。

- 2 学校設置者は、受給権者から提出された収入状況届出書等に基づき、収入状況届出者一覧(様式15)を作成し、収入状況届出書等を別に定める届出期間内に、知事に提出するものとする。
- 3 受給権者であって特例受給資格者でないものが、特例受給資格者として新修学支援金の支給を受けようとする場合においては、収入状況届出書(様式1の2)に事由証明書類及び収入証明書類を添付して、学校設置者へ提出するものとする。
- 4 学校設置者は、前項により生徒から提出された収入状況届出書等を別に定める届出期間内に、知事に提出するものとする。
- 5 特例受給資格者は、特例受給資格者に該当しないこととなったときは、収入状況届出書(様式1)及び収入回復届出書(様式55)を学校設置者へ速やかに提出するものとする。この場合、収入状況届出書へ収入証明書類の添付は不要である。
- 6 学校設置者は、前項の届出に基づき、別に定める届出期間内に、知事に提出するものとする。

(継続支給の可否及び支給額の決定)

第7条 知事は、前条の届出のあった受給権者の新修学支援金の受給資格を審査し、継続支給の可否及び支給額を決定する。結果については、収入状況審査結果通知(様式16)により学校設置者に通知するものとする。

- 2 前条第3項の届出のあった受給権者の事由証明書類を確認し、特例事由と認定するときは、知事は学校設置者を通じて事由審査結果通知(様式54)、並びに特例事由と認定しないときは、知事は学校設置者を通じて事由審査結果通知(様式52)を生徒へ交付するものとする。

また特例事由が認定となった場合は、収入証明書類で新修学支援金の受給資格を審査し、特例受給資格者と認定しないときは、知事は学校設置者を通じて収入状況審査結果通知(様式53)を生徒へ交付するものとする。

- 3 学校設置者は、知事から受領した収入状況審査結果通知に基づき、変更支給決定(支給予定)通知書(様式51)又は受給資格消滅通知(様式13)を作成し、届出した生徒に通知するものとする。
- 4 知事は、前条第1項の届出書を提出しなかった受給権者に対し、支払差止め通知(様式17)を作成し、当該受給権者に通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 学校設置者は、交付申請書(様式39)を別に定める申請期間内に、知事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第9条 知事は、新修学支援金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式40）により、学校設置者に通知するものとする。

(変更交付の決定及び通知)

第10条 知事は、学校設置者から提出された変更交付申請書（様式41）に基づき、新修学支援金の支給額を変更するときは、変更交付決定通知書（様式42）により、学校設置者に通知するものとする。

(新修学支援金の支給)

第11条 学校設置者は、知事から受領した交付決定通知書に基づき、支払請求書（様式43）を作成し、別に定める期間内に、知事に提出するものとする。

2 知事は、学校設置者から支払請求書を受領した後、概算払又は精算払により学校設置者に新修学支援金を支払うものとする。

3 学校設置者は、知事から新修学支援金の支払いを受けた場合、速やかに受給権者の授業料債権の弁済に充てるものとする。

(支給停止)

第12条 新修学支援金の支給停止を希望する受給権者は、支給停止申出書（様式20）を、学校設置者へ提出するものとする。

2 学校設置者は、受給権者から提出された支給停止申出書に基づき、支給停止申出者一覧（様式21）を作成し、支給停止申出書とともに、知事に提出するものとする。

3 知事は、当該申出があった場合は、支給停止を決定し、学校設置者を通じて、申出した受給権者に支給停止通知（様式23）を発出するものとする。

(支給再開)

第13条 新修学支援金の支給再開を希望する受給権者は、支給再開申出書（様式24）を、学校設置者へ提出するものとする。

2 学校設置者は、受給権者から提出された支給再開申出書に基づき、支給再開申出者一覧（様式25）を作成し、支給再開申出書とともに、知事に提出するものとする。

3 知事は、支給再開を決定したときは、学校設置者を通じて、申出した受給権者に支給再開通知（様式27）を発出するものとする。

(受給資格消滅の通知)

第14条 学校設置者は、受給権者の新修学支援金の受給権が消滅した場合、受給資格消滅者一覧（様式8）を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、当該届出に基づき、当該受給権者の新修学支援金の受給資格の消滅を確定し、受給資格消滅通知（様式11）により、学校設置者に通知するものとする。

3 学校設置者は、知事から受領した受給資格消滅通知に基づき、受給資格消滅通知（様式12）により、当該生徒に通知するものとする。

(支給実績証明書の発行)

第15条 支給実績証明書の発行を希望する受給権者は、支給実績証明書発行申請書(様式28)を、学校設置者へ提出するものとする。

2 学校設置者は、受給権者から支給実績証明書発行申請書の提出があった場合、知事に提出するものとする。

3 知事は、当該申請があった場合は、支給実績証明書(様式29)を発行し、学校設置者を通じて、申請した受給権者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第16条 知事は、新修学支援金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告書の提出)

第17条 学校設置者は、新修学支援金に係る事務が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式44)を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第18条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、新修学支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかについて、書面により又は実地により調査し、適合すると認めたときは、新修学支援金の額を確定し、確定通知書(様式45)により、学校設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第19条 知事は、新修学支援金の交付を受けた学校設置者が、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第9条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、本要綱、交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく指示に違反した場合
- (2) 新修学支援金を他の用途に使用した場合
- (3) 新修学支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、新修学支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

(新修学支援金の返還)

第20条 知事は、第18条の額の確定をした場合において、既にその額を超える新修学支援金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分に相当する金額の返還を求めるものとする。

2 前条の規定により新修学支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に新修学支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 前条の規定により新修学支援金の返還を命じたときは、新修学支援金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、加算金が1,000円未満であるときはこれを支払うことを要しない。

2 新修学支援金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が1,000円未満の場合及びやむを得ない事情により延滞金が生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

3 前項のやむを得ない事情により延滞金を免除するためには、学校設置者は、返還を延させないためにとった措置及び当該新修学支援金の返還を困難とする理由などを記載した理由書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第22条 新修学支援金の交付を受けた学校設置者は、新修学支援金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び収支に関する証拠書類は新修学支援金の支給の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす

(その他)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。